

お知らせ

「低入札価格調査制度・最低制限価格制度」

の改正を行います。

令和元年9月1日以降に入札公告又は指名通知する入札に適用します。

1. 対象工事

【低入札価格調査基準価格】

建設工事のうち総合評価方式により入札を行うもの

【最低制限価格】

設計額(税込み)300万円以上の建設工事(総合評価方式は除く)及び修繕業務

2. 算定方法(赤字部分が改定部分です。)

【建設工事、修繕業務】

予定価格算出の基礎となる次に掲げる①から④までの額の合計額

- ① 直接工事費の97%
- ② 共通仮設費の90%
- ③ 現場管理費の90%
- ④ 一般管理費の55%

※ ただし、合計額が予定価格に~~10分の9~~10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては、~~10分の9~~10分の9.2を乗じた額とし、予定価格に~~10分の7~~10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合は、~~10分の7~~10分の7.5を乗じた額とします。

なお、上記の計算式により定めることが困難な特別な建設工事については、契約ごとに予定価格の~~10分の7~~10分の7.5から~~10分の9~~10分の9.2の範囲内で設定します。

※ 上記により算出した額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てします。ただし、1,000円未満の端数を切り捨てた額が予定価格の~~10分の7~~10分の7.5に満たない場合は、その端数を切り上げします。

3. 適用日

令和元年9月1日以降に入札公告又は指名通知する入札に適用します。